

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【教育委員会中央図書館奉仕課】 2
- 徴収事務の委託【教育委員会中央図書館奉仕課】 3
- 行旅死亡人の告示【保健福祉局地域共生社会推進部保護課】 4

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 5
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 6

北九州市告示第 2 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、図書館資料の複写手数料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市立 若松図書館	T R C ・ A C E 共 同事業体	北九州市 八幡西区 黒崎城石 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日ま で
北九州市立 若松図書館 島郷分館					

北九州市告示第 2 5 5 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、図書館資料の複写手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立門司図書館	株式会社図書館流通センター北九州営業所	北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立門司図書館大里分館			
北九州市立門司図書館新門司分館			
北九州市立八幡図書館			
北九州市立八幡図書館折尾分館			
北九州市立八幡図書館八幡南分館			
北九州市立戸畑図書館	株式会社日本施設協会	北九州市小倉北区日明五丁目 4 番 9 号	
北九州市立小倉南図書館	日本施設協会・図書館流通センター共同事業体	北九州市小倉北区日明五丁目 4 番 9 号	
北九州市立小倉南図書館曾根分館			
北九州市立八幡西図書館	株式会社黒崎コミュニティサービス	北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号	

北九州市告示第 256 号

次のとおり行旅死亡人を取り扱った旨報告を受けたので、心当たりの方は、直接取扱者まで申し出てください。

令和 7 年 5 月 27 日

北九州市長 武内和久

1 氏名

不詳

2 本籍及び住所

不詳

3 性別及び年齢

(1) 性別 男

(2) 年齢 50 歳以上と推定

4 特徴

身長約 170 センチメートル、体格中肉、歯牙は左下 3・5 番のみ残存しており、いずれも前面下方がくさび型に削られている。

5 着衣等

灰色ジャンパー、黒色作業服上衣、紫色長袖ポロシャツ、紺色長袖 T シャツ、灰色半袖 T シャツ、黒色長ズボン、紫色トランクス、黒色靴下、黒色靴、茶色二つ折り財布（現金 614 円等在中）、黒色ハンカチ、鍵 1 本、漢方薬（リュウケイジュツカントウ）2 袋、錠剤 1 個。

6 死亡年月日

令和 7 年 2 月 19 日頃（推定）

7 死因

溺死

8 死体発見の日及び場所

(1) 死体発見の日 令和 7 年 2 月 20 日午前 8 時 49 分頃

(2) 死体発見の場所 北九州市小倉北区浅野三丁目 6 番 1 号から北方約 10 メートル先の海上

9 死体の措置

身柄の引取者が見つからないため、火葬に付し、遺骨は北九州市において保管

10 取扱者

北九州市小倉北福祉事務所長

倉光清次郎

北九州市公告第 366 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 5 月 27 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区金剛四丁目 818 番 1、818 番 4、923 番 1、923 番 4 及び 923 番 6	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平

北九州市公告第367号

一般競争入札により、物品の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月27日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 物品の名称及び数量

市民センター事務用パソコン等借入れ及び保守 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和12年9月30日まで（契約締結の日から令和7年9月30日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いは、同年10月1日から令和12年9月30日までの60箇月とする。）

(4) 履行場所 北九州市内の市民センター及び市民サブセンター（136館）

(5) 入札方法 総価（機器借入料及び保守料の合計額）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093

－ 5 8 2 － 2 5 4 5) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 7 年 6 月 1 1 日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市総務市民局地域・人づくり部地域振興課

イ 日時 この公告の日から令和 7 年 6 月 2 4 日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 7 年 6 月 1 1 日の午後 5 時まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市総務市民局地域・人づくり部地域振興課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 7 年 6 月 1 1 日の午後 5 時までに必着のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は、実施しない。

(5) 入札方法 郵便入札

(6) 入札書の提出期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 7 年 6 月 2 5 日午後 5 時までに必着のこと。

(7) 開札日時 令和 7 年 6 月 2 6 日午後 2 時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局地域・人づくり部地域振興課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2111